

# 潮来市若年世帯定住促進助成金事業のご案内

潮来市において住宅を取得し、定住する若年夫婦又は若年者が親である子育て世帯に対し、助成金を交付します。(事業期間：平成30年度から令和2年度までの3年間の予定)

## 【助成対象者】

- 若年夫婦・・・本人またはその配偶者が若年者（46歳未満）である夫婦。
- 子育て世帯・・・高校生相当以下の子を持つ若年者（46歳未満）の世帯。  
 ※高校生相当以下の子・・・子の年齢が18歳以下。ただし18歳の誕生日以後の最初の3月31日までに限ります。

## 【助成要件】

- 助成対象者の方が、平成30年4月1日以降に取得した住宅に継続的に10年以上住居すること。
- 助成対象住宅・・・購入費が500万円以上の新築住宅、建売住宅、築20年以内の中古住宅  
 ※他にも助成要件があります。

## 【助成金額】

基本額	<b>5万円～20万円</b> 宅地及び住宅の取得費用の100分の1に相当する額を助成します。(上限20万円)
加算額	<b>20万円加算</b> 転入者とは、 <u>当市に1度も住民登録していない方、または以前当市に在住し2年以上転出していた方が、住宅の取得を機に当市へ転入する場合をいいます。</u> ※転入者加算額の交付には世帯全員が転入者であることが条件となります。
	<b>5万円×子の人数分加算</b> 高校生相当の子が世帯に属する場合。
	<b>5万円加算</b> <u>高校生相当以下の子が世帯に属し、かつ親と同居している場合。</u> ※同居とは、世帯全員が同一住宅に住んでいること、または世帯全員が同一敷地に住んでおり、住民票で世帯全員が同一地番であることをいいます。
転入者特典	<b>10万円上限×3年分</b> 住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の2分の1を助成します。 ※基本額（加算額を含む）の交付申請とは別の申請となります。

※当助成金は、所得税の課税の対象となります。

**【令和2年度申請受付期間】** 4月20日（月）～11月30日（月）まで  
 ただし、予算に達し次第、受付終了となります。

**【お問合せ先・申請先】** 都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線346